

令和7年度第3回指定管理者制度モニタリング会議

議題1 「指定期間4年度目のモニタリング結果報告書」

(資料1-1から資料1-3の概要を事務局(行政管理課)から説明)

※質疑なし

議題2 「令和8年度に指定期間満了予定の施設の管理運営状況総括」

(資料2-1から資料2-2の概要を事務局(行政管理課)から説明)

〔相模湖公園〕

○佐藤副委員長

資料1-3の収支状況について、「その他収入」の内訳を見ると、駐車場の料金収入が令和4年度よりも令和6年度の方が少なくなっている。一方、利用者数は令和6年度の方がかなり増えている。車で来る人が少なくなり、近所から来る人が多くなったのか。

○都市公園課

相模湖公園の駐車場は、平日無料で、土日・祝日等の休日は有料としており、必ずしも利用者数と駐車場収入がリンクしていない状況である。令和6年度は平日利用が多かったのではないかと推測している。

○澤田委員

今の点に関連して、利用者数の算出方法が「駐車台数からの推計」と記載されており、齟齬が出てしまうのではないかという気がするが、どのように考えているか。

○都市公園課

利用者数の算出方法は色々あると思うが、算出方法を途中で変えてしまうと経年の推移が判別しづらくなるため、現在はこの形で算出している。

○宮原委員

資料1-3の中で、苦情の報告がないのは結果としてよいことかもしれないが、要望やリクエストも本当になかったのか気になった。

また、資料2-2では、コロナの5類移行後、遠出が可能になったので利用者数が減少したと記載されているが、コロナ前との比較が気になったのでお聞きしたい。

○都市公園課

相模湖公園は小さな公園であり、園長が公園を一周すれば、かなり細かいところまで目が届くため、利用者の苦情がないのかと考えている。利用者数については、毎年開催している花火大会に4、5万人の来園者があるため、花火大会が荒天で中止になったり、コロナで実施できなかったりすると、利用者が大きく減ってしまう特徴がある。それ以外は、コロナ前後も14、15万人の推移で安定している。

○小島委員長

花火大会で利用者数が大きく変動してしまうとのことだが、過去の経緯に照らして、目標設定が16万3,000人というのは過大ではないか。14、15万人の推移で継続しているなら、現在の目標を超えるようなことがあり得るのか。目標設定が過大な場合、常に100%に届かない状態で推移してしまう。不測の事態があったとしても、ある程度長いスパンで見ていけば、目標設定の妥当性が見えてくるのではないかと思う。

○都市公園課

利用者数の目標設定は経年で比較できるように、指定管理者が過去の推移を見て設定する傾向がある。県では過去3年間の月別の実績数値を募集要項に載せているので、指定管理者には適切な目標設定をしてもらいたいと考えている。

○小島委員長

目標がフィクションになり、100%に至らない状態が10年も継続したら、指定管理者制度を導入することそのもののは非を問われたときに反論できなくなる。指定管理者制度の導入によって、100%の目標達成率を実現し、もしくはそれを超えることで有効な管理運営ができるという評価につながると思うので、制度導入の是非にも関係してくる問題である。

また、駐車場が無料の時は、利用者数と利用料金収入が一致しないとの説明を受けて理解できたが、そうした点は資料を読んだだけではわからない。都市公園課だけではなく、すべてに共通して言えることは、資料1-3の備考欄がほとんど空白となっている点である。コロナ禍の時は、色々な特殊事情を書いてあったかもしれないが、現在はほとんどが空欄である。資料1-3で言えば、総合的な評価の欄にまとめて書かれているが、利用状況のページを見ながら、冒頭のページに戻って確認しないと事情がわからない。しかも、総合的な評価の欄には、2、3行程度の説明しか書かれていないので詳細がわからない。

行政管理課に申し上げたい点として、会議の中で説明を受ければ理解できるが、資料を読んだだけでは理解できないというのは、備考欄にどういった内容を記述するのか、事務局から施設所管課へ案内されていないのではないかということである。特に公の施設を指定管理者に管理してもらうので、少なくとも利用状況については備考欄にしっかりと記載する

ことが最低限必要なことではないかと感じた。

もう一点、「地域活性化」や「地域振興」という言葉が、資料1－3の1ページ目に出でくる。こうした言葉はマジックワードであり、色々な要素を包摂した便利な言葉であるため、いくらでも説明がついてしまうことから、私はなるべく使わないようにしている。どういう意味で使われているのか、説明を補足していただかないと正確な理解に結び付かない。これも公園に限らない話である。

最後に、資料2－2の管理運営状況総括調書について、「指定管理者制度による管理運営が有効であると評価できる。このため引き続き指定管理者制度により施設の管理を行う」という書き方になっているが、施設所管課が制度を継続するかどうかの決定権限を持っていないのであれば、「行う」は不適切な表現である。また、我々の会議体でも、現在の指定管理者による施設管理の有効性は判断できるが、指定管理者制度そのものについて妥当かどうかまでは、現在の資料からは読み取れない。したがって、「行う」と断言する表現ではなく、「行うことが望ましい」のような表現でないと、資料の内容と総括の表現が不一致になってしまう。この点は、事務局である行政管理課の宿題として、ご検討いただき、施設所管課にお伝えいただければと思う。

[相模湖漕艇場]

○佐藤副委員長

資料2－2の8ページ目に、施設の利用状況に関する評価で、ボート部が廃部になったり、ボート競技の人口自体が減少したりしていることから、目標を達成していないが、今後も利用者等に向けた取組を積極的に行っていただきたいと記載されている。

利用者数の目標を達成できていない点については、指定管理者の努力だけではどうしようもない部分があると思っているが、利用者数を増やすにあたり、何か良い改善策が指定管理者側にあるのか、それとも県の施策としてボートを盛り上げていく必要があると考えているのか。

○スポーツ課

ボート競技を統括している日本ローイング協会の競技登録者数は、ここ10年で1万人から8,000人へと2割減少している。

県から「部活を作ってください」というような直接的な介入を行うことは難しいが、魅力を伝えるような機会があれば、できるだけ広報して競技の存在を知っていただくことが第一歩だと思っているので、努力していきたい。

○澤田委員

利用状況に関して、資料2－2では、目標値が指定期間当初から毎年2万人と設定されて

いる。一方、資料1－3の9ページ目に、目標値は年ごとの大会開催の有無を考慮して設定していると記載がある。その場合、隔年ごとに目標設定が変わっているべきと読めるが、毎年同じであることについて理由を確認したい。

○スポーツ課

ボート競技の人口は減少傾向にあるが、目標設定した際はコロナ前の人数で設定していた関係で2万人としている。大会については、年ごとに大会を開いたり開かなかったりしていたが、2、3年前に空いている年にも漕艇場が新たな大会を開くようになり、実態は毎年大会が開かれるような形になっている。目標人数の設定自体は問題ないと考えているが、記載方法は、わかりやすくした方がよかつたと思っており、申し訳ない。

○宮原委員

資料1－3に施設の老朽化が著しいことに対しての要望が多数出ているが、指定管理者に起因しない要望と書かれている。具体的にどのような要望が出ているのか。

○スポーツ課

平成10年の神奈川国体の開催に合わせて作られた施設であるため、例えばシャワーのノズルも30年ぐらい経っており、もう少し衛生状態や見た目も綺麗にしてほしいと要望があった。それを受けた更新工事などは順次行っている。

○宮原委員

シャワーノズルが古いという苦情は、指定管理者に起因しないというご説明かと思うが、そこがよく理解できない。逆に起因するとはどういうことか。シャワーへッドの交換も含めて、消耗品であれば予算の上限はあるにしても、指定管理料の修繕予算の範囲内で交換して、利用者のサービス向上につなげるのが本来あるべき形ではないか。あえて、指定管理者に起因しない要望と表現しているところのニュアンスがつかめなかつた。

○スポーツ課

この表現に深い意図はなかった。修繕工事については30万円以上は県が実施することにしている。例えば、シャワーノズルは男子用と女子用で15、6個あり、合計すると200万円ぐらいの工事だったので県が実施した。

○宮原委員

施設所管課が考えている指定管理者が行うべき範囲と指定管理者が考えている範囲に齟齬が生じていないか。

○スポーツ課

やり取りをしている中で確認しているため、そうしたことはないと考えている。

○志村委員

施設の建築年がわからないので老朽化などが確認できなかった。それなりに古い建物だと認識しているが、他の建物も含めて、どこかに書いていただけたらと思う。

この施設については、ある程度用途が特化されているが、競技人口が減っている中で利用促進が難しいのだろう。ロケーションから多摩地区の大学・高校生も考えられるが、恐らくは戸田に行ってしまう。どういう発掘の仕方があるかと考えると、ローイング協会がパラ系の事業も行っていると記載があったので、パラに力を入れるなど何か売りを作らないと難しいのではないかという感想を持った。

○スポーツ課

相模湖漕艇場を使っているボート部は、県内の高校・大学の他に、東京の高校・大学などが複数ある。ただ、そちらも先細りする可能性があるため、新規開拓という意味においてパラの利用者を増やしていくことが一つの方法だと思っている。実際のところ、戸田を使われるケースもあり、東京オリンピックの時に海の森にも新しい施設ができたので競争は厳しかったと思っている。

障害者用のシャワー室を整備するなど、環境を整えて使いやすい施設であることを引き続きアピールしていきたいと考えている。

○小島委員長

志村委員がおっしゃったことは、そのとおりだと思っている。まず、競技人口が減っているのは構造的な問題である。目標設定値が過大になっているのではないか。非現実的な目標値を続けるのは、目標設定で評価する意味がなくなり、管理していないことと同じことになってしまうため、目標値の見直しを行わなければならない。

また、競技人口が減少している中、漕艇場が利用者を拡大できるとは思えない。パラという言葉があったが、生涯スポーツ、障害者スポーツという言葉はどこにも書かれていた。指定管理者は努力して生涯スポーツの部分と、障害者スポーツの部分の取組を始めていらっしゃると思うが、一般的な競技スポーツとしてのボート以外にも、公的な施設であるので、生涯スポーツや障害者スポーツという部分をしっかりと言葉として出し、スポーツを広く捉えていくことが、この漕艇場の存在意義を示すことになる。

民間の場合には競技人口を増やすところに特化しがちだが、公共施設はむしろ生涯教育の一環としてのスポーツ、あるいはヘルスプロモーションとしてのスポーツ、例えば下半身麻痺のある方も工夫をすれば何かできる、というようなことをきちんと言語的に表現していただくことの方が大切ではないか。

私はヨット部の部長を行っていた経験もあるが、大学のヨット部の合宿は2泊3日などで行うので、周辺に宿泊施設があるかどうかが重要である。各部で合宿場を持つことは難しいため、合宿施設等とセットでプロモーションしていく必要があるかと思った。

[秦野戸川公園]

○宮原委員

資料1－3の14ページ目に、クーリングスポットの指定に伴い光熱費が増えたという記載があったので詳しく教えていただきたい。恐らく、どこの施設も光熱費が高いので、使わないところの照明は全部消して、場合によってはエアコンもオフにしてという対応をされていると思う。クーリングスポットの指定をされると、全館稼働か個室空調かの判断はあるが、エアコンを稼働させる必要があると思うため気になった。

また、利用者数はセンサーを使っているとのことだが、どのようなものか。

○都市公園課

クーリングスポットについては、県の所管課と調整し、指定管理者の了解を得た上で指定している。秦野戸川公園のパークセンターの建物と、スポーツ課所管の山岳スポーツセンターが指定されており、ホームページでも公表されている。

指定管理者からは、通常であればエアコンの設定温度を28度程度にするが、クーリングスポットと知って来られた方が少しでも快適になるような温度に設定して、費用が増えているということかと思われる。

○小島委員長

エリア全体が涼しいという意味ではなく、クーリングシェルターとして使えるような屋内施設があるところを指定するのか。

○都市公園課

そのとおりである。パークセンターのようなエアコンが設置されている建物で普段から誰でも入れるようなところを指定している。

○宮原委員

全館なのか、個室にするのかなどは指定管理者と打ち合わせするのか。

○都市公園課

個室は日頃からイベントとか研修で使われているような施設もあるため、無料でいつ来ても入れる場所ということで、パークセンターなど誰もが入れる場所を指定している。その

ため、エアコンの個別調整が難しいことがある。

○佐藤副委員長

クーリングスポットに指定されるとエアコンの設定温度が低くなるのか。

○都市公園課

少しでも快適に過ごせるようにと指定管理者が頑張っていただいている。

○佐藤副委員長

クーリングスポットに指定された場合、県から光熱費の手当てはないのか。

○都市公園課

光熱費については、クーリングスポットだからということではなく、昨今の物価上昇によって特別な事情がある場合は補填している事例はある。

○宮原委員

パークセンターのセンサーについて伺いたい。これまでの施設では利用者数は車の台数で概算を出していたと思うが、センサーはどういうものか。

○都市公園課

最近では、オーバーユース対策で登山道などにセンサーを付けているところがあるが、そういうものをパークセンターの入口に付けている。

○澤田委員

資料 1 – 3 の 18 ページ目を見ると、利用状況が 100% を超えている。目標値は年 1 万人ずつ増やしているようだが、ずっと上がり続けるわけではないと思われる。今回 61 万人の利用があったとのことだが、どの程度が適正な利用者数と考えているのか。

○都市公園課

公園の基本計画を策定する際に、将来需要を見込んだ利用者数を設定するが、例えば公共交通と自動車の分担率等を活用し、駐車場台数を設定している。秦野戸川公園については計画値を既に超えている状態になっていたはずである。

また、令和 4 年 4 月に秦野丹沢スマートインターチェンジができるが、計画出入数を超えていると聞いている。交通網の発達で利便性も向上しており、公園利用者数とも相関関係がありそうだと考えている。

○小島委員長

バーベキューの手ぶらコースは人気があるのか。

○都市公園課

バーベキューは、秦野戸川公園の他に、七沢森林公園と茅ヶ崎里山公園で行っている。ネット予約ができ、手ぶらでも持参でもご利用いただけます。後から出る七沢の方は、少し大変な状況であるが、秦野戸川の方は好評と聞いている。

○小島委員長

資料1－3の「管理運営等の状況」欄には「森林セラピー効果」と書かれています。

○都市公園課

そのとおりで、山北町と同様に秦野市も力を入れているようだ。秦野戸川公園も含めて森林セラピーの基地として登録されている。

○小島委員長

それは重要なポイントである。

[山岳スポーツセンター]

○志村委員

リードクライミングウォールの設備工事により、クライミングウォールを利用休止していたと書かれていますが、なかなか長い期間だったようである。

また、資料1－3の23ページ目に、「令和4年11月よりキャッシュレス決済を導入」と記載されていますが、これは令和6年度実績の資料であるため、令和4年度の話が載っていることに違和感がありました。

○スポーツ課

クライミングウォールの工事については、令和5年1月から令和7年2月まで約2年間の工事を行った。そのうち、現場に入っての工事は令和6年7月から令和7年2月末だった。

工事したクライミングウォールは15メートルの高さがあり、そのうち10メートルから15メートルの部分が135度まで倒れる。それを制御する機械は、平成10年の神奈川国体を機にできたものだが、設置以来、大きな改修等ができていなかった。特殊な部品を外国で製造して日本を持ってきて検査をするために、令和6年6月までかかった。ご指摘のとおり、秋のベストシーズンに工事期間がかかっている。

キャッシュレス決済については、利便性というところで記載しているが、確かに過去の実

績をまだ載せるのかというご指摘は、そのとおりだと思っている。

○志村委員

工事前は休止していたのか。または、機械の交換工事に入るまでは使用していたのか。

○スポーツ課

前年に塗装工事等を行っていた時期もあるが、基本的には令和6年6月まで使っていただけ、令和6年7月から翌年2月まで休止した。

○志村委員

資料1－3の28ページ目に、「事務室のエアコンが故障して、96年製なので部品がなくて県が交換した」と書かれていた。ビルトインなのか、後付けかによっても金額が違うと思うが、更新計画がどうなっていたのか気になった。

○スポーツ課

利用者に使っていただく研修室や食堂室は数年前に設置しているが、事務室はどうしても後回しにしてしまったと思っている。

○佐藤副委員長

収支が毎年赤字になっている。構造的に赤字になってしまふのであれば、指定管理料をどうするか考えないといけないと思うが、どのように考えているか。

○スポーツ課

人件費の高騰部分については、指定管理者の努力のみでは難しいと考えている。当初の県の積算が抑え気味だったのかといった見直しも含めて、次期指定期間の指定管理料の積算にあたっては、より実態を見極めた形で行いたいと考えている。

○宮原委員

資料1－3の26ページ目にある利用者の満足度調査について、施設によってスタンスや考え方方が違うので一概に比較はできないかもしないが、こちらは窓口で宿泊利用者だけにアンケート用紙を配っているようである。宿泊されない利用者の満足度やニーズ、要望などはどのように把握されているのか気になった。

また、他の施設を見ると、年2回など時期を決めて配っているものと窓口に置いて利用者が自由に記載できるものを別に用意されており、非常に高い回収率となっている。それと比較すると、こちらは回収率が55%となっている。宿泊利用者の方に限定して配っているのに回収率がそれほど高くならない事情があるのか。

○スポーツ課

まず、宿泊利用者以外の方のニーズの把握に関しては、当施設はリピーターが多いという特徴がある。もともと、ここで研修を受けて資格を取らないと利用できない施設であるため、ある程度固定化された方がユーザーとなっている。そういった方々の声を指定管理者は聞きながら運営していると感じている。

次に、アンケートの回収率に関しては、当施設は大会のために宿泊されるケースが多いが、団体で来ている場合は学生一人ずつなどではなく、引率の先生が代表して回答する場合が多いからと推測している。

○宮原委員

宿泊者にウェイトを置いて聞きたいのだと思うが、宿泊されない方の声を拾いきれりてい るのか。

○スポーツ課

宿泊を伴わない日常利用の方は、スポット利用というよりは、毎週何曜日の部活で利用するなどのリピーターの方である。そうした方とは、指定管理者の職員が日々コミュニケーションを取りながら利用していただいているため、ニーズはしっかりと捉えられていると思っている。

○澤田委員

こちらの施設ではシャワーはあるが風呂がないという要望が来ており、温浴施設の割引券を配布して対応したことである。確かに宿泊が前提とされている施設であれば、日本人の感覚としては風呂に浸かれる方がよいとなりそうだが、費用の問題など、どのような検討が可能なのか。

また、温浴施設の割引券は要望があった人だけに配布しているのか。

○スポーツ課

風呂を新たに設置する場合、宿泊部屋の一部を風呂に変える必要があり、防水設備にするハード面でのハードルもある。また、皆さん泥を持ってくるような施設なので、清掃管理も難しくなるため、検討できていないのが現状である。

割引券については、入口に置いて自由に取っていただいている。

○小島委員長

資料2－2を見ると、令和5年度は大幅に利用者数の目標値を上回っている。令和5年度は、対目標値が113%で特異的に上がっており、令和4年度と令和6年度はそれぞれ81%と

85%で下がっている。ところが、収支状況を見ると、令和5年度も令和6年度も収支差額は大きく変わらない。利用者が増えても、それほど赤字幅が変わらないという状況に関しては、当該理由が資料上どこかに記載されていないと疑問に思ってしまう。

○スポーツ課

当施設の利用は、練習や予選会としての利用や山岳連盟の委託事業という形の利用など、減免の対象者が多いため、利用者と収入が比例しない。山岳連盟や大会等の利用は、当施設の存在意義的なところもあり、難しいところがあると思っている。

○小島委員長

減免対象者を受け入れるほど、支出が増えてしまう構造なのか。

○スポーツ課

分析しきれてはいないが、施設担当者からは利用者が増えても料金は取れないと聞いている。

○小島委員長

利用者数が増えれば費用がかかるというジレンマがあるのだろう。減免を減らせというのは、当然のことながら行政サービスとしてよろしくない指導になる。備考欄に何も書かれていかないが、行政サービスの特殊性がはっきりとあるなら、そのことがどこかに説明されていないとわからない。

また、資料2-2の19ページ目に、この施設は県直営の施設とは異なる手法でサービスを展開していると書かれている。県直営の施設とは異なる手法というのは何を指しているのか。別の同類の施設と比較してなのか、この施設が直営だった頃の管理と比較してという話なのか。どのように評価をされているのかお聞きしたい。

○スポーツ課

昨年、工事によってメインのウォールが使えなくなった状況があったが、実は幅が40メートル超のトラバースウォールというものがあり、そこで子どもたちが横に移動するのを競争するような企画がすごく好評だったと聞いている。直営による管理運営で3年ごとに変わらるような県の職員がそういう発想ができるかと思ったときに、やはり指定管理者の専門性や創意工夫によるところが大きいと思い、評価をさせていただいた。

○小島委員長

それは素晴らしい取組内容なので、ぜひ書いていただければと思う。直営の場合は公務員が運営するので、人事異動もあり長年ずっと見られるわけではない。また、公務員の人事評

価として、加点主義なのか減点主義なのかわからないが、どうしても一步先に出るということに現場の中で勇気を持ちにくいところがあるかもしれない。

しかし、指定管理者は勇気を持って創造的なサービスを展開できるので、そうした点をしつかり書いた方がよいと思う。総括に記載できる欄がないのであれば、行政管理課として様式の修正を考えなければいけない。先ほど説明されたようなことが指定管理者制度の存在意義だと思っている。

○宮原委員

「その他収入」の欄に自販機と書かれているが、他の施設は基本的に売上が計上されている中、こちらの施設は電気代の収入となっているので特殊な契約をしているのか。

○スポーツ課

自販機は県が契約して設置しているが、電気は子メーターを設置して山岳スポーツセンターから引いているため、使用料相当分を自販機の会社に請求し、収入としている。

○宮原委員

売り上げは含まれないので。

○スポーツ課

そのとおりで、自販機の設置に伴う使用料や貸付料は県が収入している。

[相模原公園]

○宮原委員

資料2-2の業務遂行能力の欄で、照明のLED化と環境に配慮した取組を行ったからA評価とした旨が書かれている。これがなくてもA評価だったのかもしれないが、この件を記載した理由があれば、お聞きしたい。

○都市公園課

他の公園でも配慮していただいているが、特に相模原公園には温室があり、近くにある相模原市の南清掃工場の予熱を利用するなど、割と早期から取り組んでいるので他の公園と違う部分があるという理由もあるかと思う。

○宮原委員

環境に配慮した取組に対する評価はLED化に限らないと了解したが、そもそもLED化は神奈川県の環境政策やエネルギー政策との関係があるかと思っている。県が温暖化対策と

して率先して公の施設の LED 化を進めていくと言っているのであれば、指定管理者の自主財源でやっていただいたことを評価するのは、どうなのか。

○都市公園課

おっしゃるとおりで、令和 9 年以降に蛍光灯が生産されなくなることもあり、県でも LED 化の対策工事は進めている。相模原公園の指定管理者は公益財団法人でもあり、社会貢献の一環として、取り組んでいただいていると思う。

○宮原委員

どちらに優先順位があるのかということだと思う。公の施設であれば、まずは県が率先して対策していただいて、指定管理者が行うとしても適正に予算を配分していく必要がある。

先ほどおっしゃったように、蛍光灯がなくなってしまうことがわかっている中で、一般的に LED 化によってランニングコストが下がると言われるが、その分、イニシャルコストをかけなくてはならない。財政がかなり厳しい中、指定管理者が LED 化に手が回らない施設もあるのではないかと思うと、できたところは評価すると書かれると、できないところは評価されないとということになってしまう。

県が目指すべき政策の議論と指定管理者制度の中で対応すべき施設の管理運営について、個人的に腑に落ちなかったのでお聞きした。

○小島委員長

協定書などで環境配慮するように書かれているのか。

○都市公園課

環境配慮は指定管理者の提案書にも書かれており、それに基づいて環境の配慮に取り組んでいただいている。園路にある照明灯や安定器の交換などを含めた LED 化などの大規模な改修は当然県で行っている。例えば公園管理事務所の建物の蛍光灯の LED 化といった、指定管理者が自主財源で可能な範囲で実施していただいていると思われる。

○小島委員長

大きなところは指定管理料に含め、自主財源ではその上乗せのところを対応するということかと思う。協定書に書いてある場合は自主財源を使ってでも実施するということか。

○都市公園課

協定書には LED 化などの個別具体なところまでは書いていないと思うが、環境配慮の一環で実施していると思われる。

○小島委員長

自主財源は上乗せ部分の対応ということが説明できていればよろしいかと思う。

○志村委員

収支状況を拝見すると、支出が年 200 万から 300 万円ぐらい増えているように見える。人件費や光熱水費が上がっているのはわかるが、他はどういう要因か把握されているか。

○都市公園課

一番は近年の賃金や物価がかなり上昇しており、どうしてもカバーできないことがあると聞いている。指定管理者も頑張っていると思うが、それ以上に厳しい状況となっている。

他には「こもれびの径」などの雑木林にナラ枯れの被害が出ており、その対策も必要となっている。そういう様々な要因が絡まって厳しい状況にあると聞いている。

○佐藤副委員長

業務要求水準や仕様の中にスタッフを常駐させるといった項目があると思うが、それがコスト増につながっているのであれば、今後調整した方がよいと思っている。その分の人件費をきちんと見てあげないといけないし、人件費が見られないのであれば仕様を変えないといけない。

資料 2－2 の 31 ページ目の業務遂行能力の欄には、園長または副園長という責任ある人を常駐していると書かれている。ここでかなりのコスト増になっているかと思うので、今後は指定管理料を調整することについても考えた方がよいと思う。

○都市公園課

指定管理者からは、公園は屋外での活動がメインという特性があり、何か事故があった時に責任がある者が現場に行って対応しなくてはいけないため人を常駐しない、または一時的にいないようにするというのが難しいと聞いている。

○澤田委員

資料 2－2 の 27 ページ目に要望をかなり細かく記載いただいているが、基本的なルールを守っていないことやランニング禁止ではないと反発されてしまったなどと書かれている。ルールの周知について、公園利用者への周知と管理する側のルールの把握は、どのようになっているのか。

○都市公園課

相模原公園は、県立都市公園で唯一ドッグランを常設している公園であるが、それは過去にノーリードが大きな問題になっていたためであり、犬の愛好家などで構成される検討会

を立ち上げ、その中でリードを付けなくてよいドックランのエリア、リードを付けた状態で犬が入ってよいエリア、犬が入らないエリアを分けるなどを決定し、周知をしている。初めて来園し、そのことを知らない方などには、その都度、会ったら声かけをして促したり、必要に応じて看板で周知したりしている。

また、県立都市公園は、条例上、車馬の乗り入れは原則禁止なので、そうしたことも掲示したり、都度注意したりして対応している。

○志村委員

こちらの公園は近隣からの利用が多いと思うが、遠方から来る人も多いのか。

○都市公園課

平日休日とも自家用車による駐車場の利用があり、遠くからも来てもらっているし、早朝の散歩など近隣の方にも使われている。

○志村委員

別の公園では、公園での犬の放し飼いに対して、常駐している人が1日4回ほど見回つて都度注意するとともに、飼い主の啓もうイベントのようなことをして、だいぶ減ってきたと聞いたことがある。

○小島委員長

令和6年度は2年度前から比較すると、いきなり利用者が跳ね上がって目標値を突破している。これは特異値であって同じ水準で行くかはわからないということか。

○都市公園課

色々と取り組んでいただいている中で、今まで夏に行っていた夜の噴水広場でのイベントが、夏は夜も暑くてお客様がだんだん来なくなってしまったので、令和6年度は11月下旬から12月中旬までに時期を変えたところ、沢山の人が来るようになった。こうした工夫が利用増につながっている部分がある。

○小島委員長

こうした工夫などは備考で書いていただけるとよい。これだけのステークホルダーがないとできないことかと思う。

資料2-2の25ページ目でも地域との連携でS評価が付いている。地域の約30団体で構成されるイベント協力会との連携によるイベントを開催したということで、それは素晴らしいこと。ステークホルダーと連携して、利用者数を確保したり、地域のニーズを適切に拾って、そのアイデアを入れながらパークマネジメントを展開することは、業務遂行能力、

人的な能力、執行体制にとってかなり重要なポイントである。

そのため、行政管理課からも参加型のパークマネジメントないしは参加協働型の公共施設の運営は、資料に記載するように促していただけないとよいと思う。

[津久井湖城山公園]

○佐藤副委員長

資料 2－2 の 33 ページ目に、地域の代表や学識者等で構成される城山公園整備の連絡会事務局をやっていると書かれている。この業務は、もともと指定管理者の業務範囲だったのか。それとも指定管理者が自主的に行っていることなのか。

○都市公園課

指定管理者を募集する際に、こういった団体があるので指定管理者で運営してほしいと伝えており、それを業務として継続して行っていたい。学識経験者、地元の自治会会长、公園協会、県の出先機関の津久井治水センターが構成員になり、例年、年 2 回ほど行っている。

○佐藤副委員長

もう一点、利用者数の目標値を年 1 万人ずつ上げているが、指定管理者が自ら提案してきたとすると自分の首を絞めるような話でもあるが、何か意図があったのか。

○都市公園課

過去からの経緯なども踏まえた中で、目標人数は減らせないというところからスタートしていると思われる。目標は到達していないが、少しづつ人数は増えている状況である。

○佐藤副委員長

指定管理者の意気込みと理解した。

○宮原委員

資料 2－2 を見ると、先ほどの相模原公園と津久井湖城山公園はサービスの向上が S 評価になっている。他に S 評価はないので素晴らしいことだと思うが、この 2 つの施設に特化した特別なことがあるのか。公園協会とサカタのタネとのグループは他にもあるが、S 評価は付いていないので公園特有の別の要素があるのかなど、お聞きしたい。

○都市公園課

相模原公園では、30 以上の団体により構成される会が組織され、サービス向上に向けて

取り組んでいただいている。津久井湖城山公園は、名前のとおり城址になっており、歴史に特化したユニークなイベントを行っている。例えば、戦国時代の城山にちなんだチャンバラや火縄銃の空砲のイベントのほか、「のろし」実演を行い、実際にどこまで見えたかをホームページで報告してもらうなど、特性に応じた形でやってもらっている。

○宮原委員

素晴らしい取組であると思う。

○志村委員

文化的な施設とタイアップできそうである。

○都市公園課

連絡会に市の教育委員会などにも入ってもらっており、市が毎年、ボランティアを募って遺構調査をしてもらい、その成果を公園祭りの場で発表してもらっている。

○澤田委員

資料1－3の49ページ目の実施事業のところで茶室の管理運営に国宝を活かしているとあるが、茶碗などを置いているのか。

○都市公園課

そちらは大磯城山公園の記載だが、もともと吉田茂邸だったこともあり、邸園文化の政策とも合致するので、こうしたものを置いて軽飲食を提供するなど、津久井湖城山公園とは別の観点での歴史的な公園として、特徴を生かした自主事業をしていただいている。

○小島委員長

城が好きな方にはとても良い取組だと思う。資料1－3の39ページ目に「観光客の行動の多様化」と書かれている。他の公園でも色々なパターンがあると思っている。コロナ禍の頃は、あまり遠くには行けないため、近場の屋外で安全な場所ということで近隣の市民が来ていたと思うが、コロナ禍が収束し遠方に出かけられるようになった後、近隣の方の比率が下がっているという理解でよいか。

○都市公園課

指定管理者がそのように分析していると聞いている。

○小島委員長

公園のパンフレットには「我らが津久井城」と書かれている。郷土の重要な文化財であり、

城郭の訴求力があるという点では自然のスポットという魅力にとどまらない、二層の集客力があるのではないか。

○都市公園課

まさに自然と城址が公園の特性となっている。

[大磯城山公園]

○宮原委員

こちらも利用者数を計るセンサーが建物に付いているのか。

○都市公園課

そうである。

○宮原委員

運用で使い方を変えることもできるのか。通過するとカウントする仕組みか。

○都市公園課

細かく把握できていないが、そういうものと思われる。

○志村委員

こちらも支出が年 300 万円ずつ増えている状況で収益を上げるのは難しいと思う。いわゆる別荘があり、庭園に行ってお茶ができるということで、一日中いられるような場所でもないのだろう。人件費の他に、どのような経費が上がっているのか。

○都市公園課

湘南邸園文化圏にある吉田茂邸ということで、植物管理では松林を形よく剪定するなど、造園技術を要する公園なので、その分の経費もかかると思われる。指定管理者は一生懸命頑張っていると思うが、厳しい状況である。

○志村委員

駅からもそれほど近くないと思う。

○都市公園課

歩くとかなり時間はかかる。

○志村委員

大磯地区をすべて回ってもそれほど時間がかかるないと思う。資料2－2の42ページ目に書かれている交通事業者との連携というは何をしているのか。

○都市公園課

バスツアーなどを含め、色々実施している。その他、明治記念大磯邸園はまだ全面開園していないので、本格的な連携はこれからになると思われるが、大磯のNPO法人と連携して取り組んだりしている。

○佐藤副委員長

資料1－3の48ページ目に高齢者の利用が多いと書かれている。この施設の特徴と思うが、逆に言えば、今後若い人向けに何か発信することで、利用者を増やす可能性もあるかと思う。また、吉田茂邸などでインバウンドの動きはあるのか。

○都市公園課

パンフレットなどの多言語対応をしている。歴史系の公園なので、比較的年配の方が好まれる傾向はある。この公園に限らないが、県のたよりなどを通じて、少しでも広い客層に周知できるよう取り組んでいる。

○澤田委員

自主事業について毎年赤字になっているが、これは自主事業をやることで人を呼びたいという考えがあつての結果なのか。それとも、やればやるほど赤字になってしまふので、内容を考え直さないといけないということか。

○都市公園課

指定管理者としては黒字化を目指してやっていきたいとの思いはあるが、公園に来た方に少しでもサービスを提供できるように、茶室で安く茶菓子を提供するなどの自主事業をしていただいている状況である。

○小島委員長

風致公園であり、指定管理者は造園業者なので、まずは風致公園としての景観ということで庭の手入れをしっかりやることが基本線だろう。そのため、平日閑散期の利用促進といつても何ができるか。和食のコースが美味しいとなれば話は変わってくるかもしれないが、大磯の周辺だけで半日の観光ストーリーが形成できるのかどうかわからない。それがないと、ここが点のようになる。利用者はやはり近隣の方か。

○都市公園課

マンションなど住宅もあるので近隣からも来るが、歴史系の公園なので、観光バスで来るケースもある。町外からも来ていると思われる。

○小島委員長

これ以上、近隣の需要を上げることが難しいとなったら、広域的な観光の立ち寄り場所として位置づけることができるかどうか。それもどこまで上乗せできるかはあると思う。

また、目標値はこれで良いのかといった点も問い合わせなければいけない。公園の利用者数は多い方がよいが、風致公園はしっかりと景観を保持することが基本だと思う。

〔相模三川公園〕

○宮原委員

グランドの補修工事が入札不調になり、指定管理者が自前で対応したと書かれているが、どのような内容だったのか。また、同様の転落事故が2件報告されているので、その後の改善策を教えてほしい。

○都市公園課

グラウンドは長年使用していると地面が硬くなってしまうため、本格的な補修工事を発注しようとしたが、不調になってしまった。そのため、指定管理者にグラウンドの凹凸や硬いところに補充砂等を入れて柔らかくしてもらった。

事故の件は、大型遊具が想定外の使われ方をしてケガをしてしまったものである。指定管理者の管理や施設に起因して起きたというものではない。リスクそのものをなくすと遊具の楽しみもなくなってしまう。年に1回、点検を行い、悪い判定となった部分は都度補修しているので、遊具そのものに問題があったというわけではない。例えば、落下した時に遊具のコンクリート基礎が出ていては危ないので、柔らかい土を入れたり、芝生にしたり、クッション舗装にしたりと、ハザードをなくす対策はしている。

○佐藤副委員長

資料1-3の54ページ目に、モニタリングの意見交換として管理運営上の情報共有を図っていると書かれているが、具体的な課題としてどのようなことが報告されているのか。

○都市公園課

こちらの施設は大きな桜並木があり、かなり老木化しており、生育状況や枝が大きくなつて危ないなどの情報を共有して、この部分は指定管理者、ここは県が対応する、というような形でやり取りしている。グラウンドが固くて危ないという情報も報告している。

○宮原委員

人件費や材料費が上がっているので入札案件が不調で終わるケースも多いと聞いている。読めないところもあるだろうが、結果として指定管理者の負荷になってはいけないと思っている。不要不急ならよいが、急ぎで対応しなければならない場合、うまく棲み分けないと指定管理者の負担になるのではないか。

○都市公園課

可能な範囲で指定管理者には対応してもらっている。また、県の土木事務所では、そのようなことも踏まえて、入札が不調にならないよう時期を考えて発注するなどの対応をしている。

○小島委員長

利用者数も安定し、近隣住民にとって貴重な都市環境になっているうえに、スポーツや桜、コミュニティ形成の多面的な機能がセットである公園という性質だろう。

三川が合流し、一般的に外水氾濫を起こしやすいが、気候変動の中で様々な外水氾濫のリスクが高まっていくので今後も適切な対応が必要だろう。

○都市公園課

台風等の異常気象時の避難の方法などのマニュアルを作って対応している。

○小島委員長

報告書に「不陸整正」と書かれているが、専門用語だと思われるため、備考欄などで補つて説明していただけたとよいと思う。

[座間谷戸山公園]

○宮原委員

こちらは以前から夜間巡回が織り込み済みだったのか。

○都市公園課

そのとおりである。夜間警備を積算に入れているところもあれば、小さな公園で入れないこともある。

○宮原委員

四阿の事故があったからということではなく、以前から夜間警備をされていたのか。

○都市公園課

そのとおりである。

○澤田委員

令和4年度から令和5年度にかけて利用状況の目標値が下がっている理由は何か。

○都市公園課

目標値は、コロナ禍前の平成30年度や令和元年度の実績ベースで指定管理者が立てたものだが、実際に令和4年度以降は、平成30年度や令和元年度の頃よりも利用者数が増えている状況である。

○小島委員長

全国初のアーバンエコロジーパークと書かれている。

○都市公園課

昭和の終わり頃に自然環境保全型の公園を整備しようという機運があり、アーバンエコロジーパークという名前の自然生態観察公園を全国で最初に整備したのがこの公園だった。

○小島委員長

最近はあまり使わない言葉なのか。

○都市公園課

私の記憶している限りでは、関東地方では座間谷戸山公園と埼玉県北本市にある自然観察公園くらいかと思う。

○小島委員長

ここは目標値を控えめに設定しているが、過去の実績をベースに設定したけれども里山保全やネイチャーゲームも含めた取組の中で、地域の皆さんがあくティブに動き、参加型のパークマネジメントが奏功して予想よりも増えていると読める。

○都市公園課

ボランティアを中心に様々な活動をやってもらっている。

○小島委員長

先ほど申し上げたように、こういうことは執行体制のところにきちんと書いた方がよい。参加型パークマネジメントによって利用者数も適切に上がり安定性もある好事例だと思う。

〔七沢森林公園〕

○志村委員

利用状況が年々減っているが、こちらでも自主事業でバーベキューをやっているようなので、その利用者数も減っているのか。

○都市公園課

厚木市が出している観光入込客数によると、七沢地区の減少が著しいようだ。例えば、コロナ前の平成 29 年度や平成 30 年度だと、40~50 万人の間であったのが、コロナ後の平均が約 28 万人で、6 割強ぐらいに減っている。公園というよりも、七沢地区全体が増えていないという状況がある。

○志村委員

近隣から来る人が多いのか。

○都市公園課

住宅街もあり温泉もあり、ということで、近隣の住宅街の方も来られるし、ハイキングコースもあるので、ハイキングで遠方から来られる方もいる。

○小島委員長

資料 1~3 の総合的評価の中で、「指定管理者だけの原因ではない」ということで書かれているが、聞いてみると明らかに構造的な問題のようである。先ほど、インターチェンジが近くにできて利用者が増えるというケースもあったが、逆に周辺の観光地域全体が衰退して 6 割ぐらいに落ち、かつ猛暑・気候変動といった様々な構造的な要因も重なり、条件が不利な地域となっている。

広域公園ではあるが、少し派生して考えると、例えば資料 1~3 の 72 ページ目に「森林セラピー」とある。資源循環型管理モデルとして内部循環し、それが SDGs や環境教育拠点というような公園としての性格付けをしないと、一般的な観光地にある広域公園では条件不利化を突破できない。森林セラピーの先駆けは長野県信濃町だが、あちらは町立病院と連携して、温泉やペンションもあって森林セラピーを展開している。

そういう個性付けをすれば、ターゲットが変わってくる。環境教育施設として、企業や大学で研修に使うなど、少し考えないと指定管理者だけというよりは、指定管理者が一番取りたくない公園という気がした。都市公園課だけで対処できる問題ではない。環境政策、医療、健康、ヘルスプロモーションに関する総合政策ということである。どこかで検討の機会が庁内にあるとよろしいかと思った。

○志村委員

県立病院が近いのか。

○都市公園課

神奈川県総合リハビリテーションセンターがある。厚木市の観光協会などでも、七沢地区を電動自転車で回るなどの取組を始めたと聞いている。

[あいかわ公園]

○志村委員

資料 1 – 3 の 81 ページ目に 3 か年の収支状況が書かれている。令和 5 年度は良かったが、令和 4 年度と令和 6 年度がマイナスという隔年現象が起きている。

○都市公園課

陶芸工房村という、藍染め体験や陶芸、木工など伝統工芸が体験できる施設があり、令和 4 年度はコロナ禍の影響もあった。建物内で行うので人が密になってしまことから、イベントの人数や回数を控えるなどして、令和 4 年度は収益が上がらなかつたと聞いている。

令和 5 年度は、コロナが 5 類に移行したため、イベントも完全復活し、収支の方もかなり良くなってきたと聞いている。令和 6 年度が 71 万円の赤字になっているのは、イベントはもちろんしっかりやってもらっているが、頑張って経費を節減したものの、物価高等により限界がきているような状況であると聞いている。

○志村委員

こちらの公園は陶芸工房村が稼ぎ頭と言えるのか。

○都市公園課

そうである。年間をとおして色々とイベントをやってもらっている。

○宮原委員

指定管理者の作業の内製化ということで、その中身が土留めや屋根に乗って修理したりと、高所作業だったり、穴を掘って中に入ったりと危険を伴う作業かと思う。自分たちで修繕作業するときは、一層の注意をするようにしないと事故が起きてしまいかねない。特に屋根修理は危ないと思ったので、そこはぜひお願いしたい。

○都市公園課

危険を伴うような作業ではなく、土留めであれば、土が漏れないように、木板で抑えると

ということをしてもらっている。

○小島委員長

地元の自治会や町内会など、地域とかなり密着性があるようだ。

○都市公園課

地域との連携もありますし、宮ヶ瀬ダムという観光資源もあるので、遠方からも来ている。公園の中にロードトレインが走っていて、宮ヶ瀬ダムの下まで行けるというような事業もしている。

○小島委員長

資料2－2の67ページ目を見ると、新型コロナの5類移行で利用者が毎年増加しているとある。先ほどは5類になってから行動が多様化し、近隣需要が減ったと相模原公園であったが、近隣の住民の方々が近場ではなく色々なところに行くようになったので、こちらの公園では逆に利用者が増えたということか。

○都市公園課

観光地でもあり、そのように感じている。

○小島委員長

宮ヶ瀬ダムのような集客力のある施設があるかどうかは、先ほどの七沢森林公园との大きな違いなのだろう。

[県営住宅]

○佐藤副委員長

資料1－3の84ページ目で「定期・随時モニタリングの実施状況」欄を見ると、モニタリング時に不備が分かったというような記載がある。例えば、通知の誤りについて記載されているが、これは最終的に県がチェックして発覚したものか。

○公共住宅課

基本的には指定管理者に任せているので、指定管理者が気づき、県は報告を受けて対応することがほとんどである。

○佐藤副委員長

県営住宅は利用状況の評価を行っていないとのことだが、管理戸数と入居世帯数が記載

されているのを見ると、あえて空きを一部残して満室にしないという方針なのか。

○公共住宅課

県営住宅は低額所得者で住宅に困窮している方のための住宅であるため、満室にすればよいということではない。老朽化が進み、建替えのために募集していない部屋があること、また実際に困った方が入れるよう一定の空き住戸を確保していることから、8割ぐらいの入居率となっている。

○佐藤副委員長

希望者には入居してもらっているのか。

○公共住宅課

神奈川県の県営住宅の多くは高度成長期に建てているので、エレベーターがない住戸も7割ぐらいある。建替後の新しい住宅は本当に人気で埋まっているが、古いところは抽選に当選後に断られる場合もある。そのため、希望している皆さんに入居してもらっているわけではない。

○佐藤副委員長

自主事業の収支状況が0円となっている。収入を得るような自主事業は行っていないと思うが、経費として発生するようなこともないのか。

○公共住宅課

自主事業は、前回の募集時に県営住宅の入居者の高齢化という課題に対して団地コミュニティの活性化のためにできる事業などを提案してもらい、基本は利用者からお金を取らずに実施していただく形になっている。

金額が書かれていないということに関しては、例えば高齢者の見守りで、希望される方に月何円いただくという提案もあったが、お金がかかるところは希望者がいないので、実施していない状況である。お金のかからない、マルシェや健康相談ダイヤルなどは実施していただいている。

○佐藤副委員長

マルシェを実施するに当たっても、何かしらコストがかかっていると思うので、その点を書いておいた方がよいと思っている。

○公共住宅課

資料に関しては不整合があったり、自主事業に関しては未実施事業の記載が漏れていた

りするので、今後精査し修正をさせていただきたい。

○小島委員長

本日、差替資料をもらっているが、横浜等地域の資料 1 – 3 の 84 ページ目について、外国人入居者への対応に関する内容が差替後は削除されている。

具体的には、「県内の NPO 団体やボランティア団体等と積極的に連携」の欄について、差替前は外国人入居者への対応についての記載があったが、差替版になると削除され、市や社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害者の自宅を訪問したと書かれている。

また、川崎地域については元の資料ではこの欄に未実施と書かれていたが、差替後は横浜等地域と同じ記載内容になっている。また、相模原等地域も同様である。つまり、外国人入居者への対応は、どの地域でも書かれない修正になっている。

○公共住宅課

同じ取組について、記載内容にばらつきがあったものを統一しただけで、外国人入居者への対応を全く実施していないので落としたという意図はない。

○小島委員長

資料 2 – 2 の 69 ページ目に「地域と連携した魅力ある施設づくり」の欄に、県内の生産者農家によるマルシェを実施したと書かれ、その下には外国人入居者が多い特性を活かし、母国語による住まい説明会を実施したなどとある。

しかし、資料 1 – 3 には記載されていないので、横浜等地域については令和 6 年度より前に実施したということか。

○公共住宅課

令和 6 年度以外に過去実施している。横浜等地域では他にもいろいろと実施しているので、すべてを網羅的に載せるのではなく、検討する中で現在の記載としている。

○小島委員長

資料 1 – 3 の 84 ページ目の修正後の文言は、市や社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害者の自宅にも訪問して、安心安全な暮らしに寄与するということで、抽象的な文言になっている。抜けていたところを補足するなら分かるが、横浜等地域は外国人入所者への対応の記載を落とし、すべての地域で当たり障りのない文言にしたと受け止めている。これは恣意的に判断したとの疑いを持たざるを得ないと感じている。

また、資料 1 – 3 の 83 ページ目の総合的評価の欄では「外国籍住民への配慮」について書かれている。国際化が進行している中で実施しているのであれば、管理運営等の状況の欄にも記載すべき内容ではないか。信頼性のある資料を提出いただきたいということで厳し

いことを申し上げた。

○公共住宅課

恣意的に落とした意図はないが、疑いをもたれたのであれば申し訳なく思っている。

○宮原委員

自主事業について、そもそも指定管理者が自治会と一緒にやって行う本来業務のように見ていたが、そうではないと分かった。資料の中で指定管理業務と言っているのは、維持修繕業務や家賃の関連補助の業務、あるいは駐車場の管理など、いわゆる管理業務である。

例えば、消防訓練は自主事業であるため、指定管理者が提案しなかったら何もやらない、ということになってしまふのか。横浜等地域は防災訓練をしたけど、他の地域は記載がないからやっていないと読める。自治を尊重するので、自治会がやると言わなかつたらやらない、というふうに理解したが、その理解で間違いないか。

○公共住宅課

指定管理者にお願いしているのは、建物の維持管理や入居管理の業務などであり、自主事業に関しては、コミュニティの活性化など、県営住宅等を取り巻く様々な課題の解決のために提案していただいたもので、指定管理者が団地自治会等と調整し、こういうことをやりたいという話があつて実施しているので、無理に実施するという話ではない。

例えば外国人への対応であれば、いちょう上飯田、いちょう下和田団地など、外国の方が多く住んでいる団地で調整して実施している。

また、コロナ禍で団地のサークル活動等が停滞し、お祭りなどもなくなっていたが、一昨年ぐらいから復活する動きがあり、指定管理者に協力してもらったところもある。

○宮原委員

仕組みが分からなかつたのでホームページを拝見した。指定管理者の申請時の項目の一つとして、県営住宅等を取り巻く様々な課題について提案するよう書かれている。

その中で、健康相談ダイヤル、ふれあいコール、マンション電気の3つが提案されていたが、今回はマンション電気が未実施だったと書かれている。それ以外の2つも提案したが、実施することはできなかつたという評価になってくると思うが、その理解でよろしいか。

○公共住宅課

ふれあいコールや健康相談については、実際に希望が多く、実施してもらっている。

ただし、マンション電気については、数年前から燃料費が高騰し、市場で電気を調達するより東電の方が安いような状況が続き、事業を実施できる状況ではないと聞いている。その点はやむを得ないかと思っている。

○宮原委員

どこを主たる業務にするかはあるが、今の電気の話は申請時に提案されて、自主事業としての評価がよかつたのかと思うが、問題ないのか。

○公共住宅課

安い価格で入居者の方に提供できればよいが、今は申請時と状況が異なっており電気代が高くてとてもできない。

○宮原委員

申請内容はオフィシャルなものである。できたか、できていないか、という評価をまずすべきだと思っている。モニタリング結果報告書への記載については後で整理していただければと思う。

○小島委員長

「地域企業との連携」という言葉が出てくるが、地域の企業について、どこにも具体的なことは書かれていないのでお聞きしたい。

○公共住宅課

基本的には修繕工事をするときに、地元企業に発注している。

○小島委員長

それは常識的に連携とは言わない。

○志村委員

資料 1 – 3 の 84 ページ目に、駐車場使用料納入通知書を誤って発送したと書かれているが、90 ページ目の不祥事の欄には記載がなく、横浜等地域の資料 2 – 2 の 72 ページ目に、事故・不祥事等の欄には事務ミスがあったと書かれているが、他の地域には書かれていない。同様のことがほかにもある。事務上のミスは書くべき内容と思われるが、書かなくてよいのか。納入通知書の件も私は書くべき内容と思っている。

また、書くにしても書かないにしても、扱いが統一されていないことが気になった。さらに、事務上のミスが起きた件数について記載がなく、どの程度の頻度だったかも分からぬため、件数を書いていただけるとよいと思った。

○公共住宅課

駐車場使用料の納入通知を行う際に、誤って駐車場保証金の納付書の帳票に印字して送

ってしまったことがあったが、単純な事務ミスということで、事故・不祥事の欄には載せていない。

ただし、横浜等地域に記載している令和5年度に個人情報が漏れた案件に関しては、非常に重い事故という考え方の下で載せている。ご指摘いただいたので、資料1－3の記載について、再検討したいと思う。

○志村委員

資料1－3の85ページ目に外国人の多い団地として、例えばベトナム人が29世帯、中南米系が15世帯、ネパール人が46世帯などと書かれているが、川口市で起きたようなことがないか気になった。

○公共住宅課

様々な考えをお持ちの方がいらっしゃるため、外国籍の方について言われることもあるが、川口市のような問題は起きていない。横浜市泉区と大和市に建てられているいちょうど上飯田、いちょうど下和田団地は、約2割の方が外国人となっており、県営住宅の中でも外国籍の方が特に多い。

自治会長がしっかりとされていて、お祭りなどでも外国の食事を提供する屋台が出るなど、文化の一部にしてうまく連携している団地もあれば、生活習慣が異なるので、ゴミ出しの方法や家に集まって騒いだという騒音の問題などが発生することもあると聞いている。何か問題があれば、指定管理者が指導をしている。

○小島委員長

今のところ需要が違うのだろう。ただし、外国人の行政サービスを切るべきという政治的な問題が今後争点になってくることを考えると、多文化共生や外国人居住者の実態を踏まえた対応が重要な課題になることは間違いないと思っている。老朽化した団地では500世帯等の空きがあるようだが、抽選に当たっても部屋を見て辞退されることがあるのか。

○公共住宅課

そうである。

○小島委員長

それでも住みたいという人たちの需要はあるのか。

○公共住宅課

もともと県営住宅は交通の便が悪いところが多い。入居の申込みは高齢者が多いが、古い団地はエレベーターがなく、空いている部屋が4階、5階となる。そのような団地は、单身

の若い人でも申し込めるようにしているが、仕事などを持っていると立地が悪いところは避けられるので、空きが埋まらない状況にある。

○小島委員長

公団住宅の場合はリノベーションをしたり、公営住宅でも大学生に入ってもらったりしていると聞くが、県営住宅の空き住戸は塩漬け状態になっているのか。

○公共住宅課

住宅以外の利用ということで、入居者の見守りをするため社会福祉法人に入ってもらったり、NPO や自治会に使ってもらったりしている。大学生の入居も、横浜市保土ヶ谷区にある笹山団地で実施している。建替予定のため 10 年くらい募集停止している団地で、入居者が減り高齢化も進んでいるため、団地コミュニティの活性化のため、横浜国立大学の学生に入居してもらっている。

リフォームに関しては、子育て世帯に入居してもらうためにユニットバス化や洋室化をして募集している団地がある。民間賃貸であれば、リフォームした分を家賃に上乗せできるが、公営住宅は家賃の算出方法が法律で決まっているため、その点では向いていない。洋室化やユニットバス化すると数百万円かかることがあるが、家賃として回収することができない状況であるため厳しいところがある。

○小島委員長

今おっしゃったことは指定管理者と県のどちらの判断か。それとも一緒に考えたのか。

○公共住宅課

県の判断である。

○小島委員長

建替えの方が安く済むのか。

○公共住宅課

建替えの場合は原則、国費が 45% 入るが、リフォームの場合は原則、国庫が入らない。また、エレベーター等の設置など、国庫が入るリフォームもあるが、完全なバリアフリー化にはならず、国庫を入れた場合は 20 年間使い続けなければならなくなるため、今は建替えに軸足を移している。

○小島委員長

NPO や学生を入れるのは県の判断としても、入居した後は指定管理者が NPO と連携してい

くため指定管理者の話になる。県の事業に呼応して指定管理者が知恵を出しているというところがよく読めない。指定管理者だけでできる話ではないので、実際は県と指定管理者の協働ということかと思う。

最後に、指定管理者の話ではないが、公営住宅は単身者向けもあるが、基本的には2人以上の世帯向けかと思う。高齢化が進むと、60歳以上の単身世帯が増え、50代でも単身世帯がかなり多くなる。特に非正規雇用で、生活保護には至らないけれども、生活が苦しいという女性が多くいるが、そうした社会の変化は感じているか。

○公共住宅課

おっしゃるとおり、単身者の需要が増えており、まず単身高齢者の方を認めていたが、令和2年度からは、年齢など特定の資格要件がなくとも単身者の方が入居申し込みできる住戸も募集している。

○小島委員長

社会の縮図を受け止めないといけないのが公営住宅なのだろう。

○公共住宅課

県営住宅では単身高齢者が4割を占めており、新しく申し込まれる方も単身者が多い。

○小島委員長

入退居の管理と補修・修繕のほかに、入居者のコミュニティやソフトウェアの部分の仕事が出てくるのかと思うが、これは自主事業の範囲なのか。

○公共住宅課

今は自主事業としているが、次の募集に向けては課題として認識している部分なので、現在検討しているところである。元々、県営住宅の管理は民間の住宅の管理と異なり、やることが多い。例えば入居者の収入要件があるので、毎年収入申告してもらい、確認する必要がある。また、入居者の半分以上が高齢者であり、一日中在宅している入居者からの要望への対応もある。そういう中で、今後ソフト事業の対応が増えていくと認識しているので、検討していきたいと思っている。

○小島委員長

ソーシャルワーカー的な仕事が増えていくということか。

○公共住宅課

住宅政策というよりは福祉政策のところが増えていると感じている。県は実働部隊を持

たないので、市町の福祉部局の方と連携しており、特に横浜市は福祉部局が充実しているので、横浜市の地域ケアプラザの指定管理者である社会福祉法人が県営住宅の空き住戸に入って見守りをしてくれている団地もある。同様のことを他の市町でもできるとよいと考えている。

○小島委員長

県ではできないソーシャルワーカー的な仕事を指定管理者がしてくれているが、彼らだけでもできないので、どのように NPO や基礎自治体と連携できるかが重要なテーマになってくる。指定管理業務に反映するなど、自主事業でお願いするだけでは限界がくると思う。

○宮原委員

先ほど民間と違うとおっしゃっていたが、民間は役員会や総会に出たりして、直接居住者の意見を聞いていると思うが、指定管理者も同様だと思う。町内会も高齢化して加入しない世帯が増えており、管理する役員の方も高齢化していると聞いている。誰かがうまく間に入ることが大事かと思っている。資料上では意見要望はほとんどないことになっているが、自治会の役員から出でていないだけで、入居者からはたくさん出されているかもしれないと思っている。

○澤田委員

今の宮原委員の話に関連して、満足度調査の対象が自治会ということだが、自治会が入居者の意見を反映した結果を回答しているのか。

○公共住宅課

基本的に入居者はまず自治会に伝え、自治会長はそれを受け指定管理者や県に伝える。役員を順番で回しているような自治会からは回答が来ないこともあるが、逆にそうしたところは、何かあれば、すぐに県に連絡が入るので、自治会に聞くことは、ある程度実態を反映できていると思っている。

○澤田委員

他の施設と違って、「満足」という回答は少なめで「どちらかといえば満足」という、日本人的な回答が多いと思っている。S評価となっているが、モヤモヤ感が見え隠れするところがあるので、もう少し吸い上げられたらよいのかと思う。

○公共住宅課

公園や文化施設などの時々行くような施設での満足と、日常的に住んでいる施設での満足は違うと考えている。

○小島委員長

自治会の組織率は高いのか。

○公共住宅課

入居に当たって、県から強制ではないが、自治会への加入をお願していることもあり、9割以上の方が加入していると聞いている。また、民間と違い、管理費に相当する共益費を自治会に集めてもらい、自治会に払ってもらっているため、普通の自治会よりは組織されていると思っている。

しかし、入居者の高齢化で自治会活動が難しくなっている団地もあり、今年度から希望する団地の光熱水費について、県が共益費として徴収して、指定管理者が支払うような制度を始めた。しかし、制度を利用するには、団地ごとに入居者の4分の3の同意をもらって申請していただく必要がある。

○小島委員長

自治会にアンケートを委託して、自治会が住民の皆さんとの声を聴いているのか。

○公共住宅課

自治会に直接聞いている。

○小島委員長

そうするとギャップはあるかと思う。自治会の組織率は一般的に高くても6割程度なので9割は高い。しかし、役員の新陳代謝はあまりされていないのではないか。役員の方の肌感覚で答えているかと思うので、少し割引して見る必要があるかもしれない。

○公共住宅課

最初に入居者から苦情を受けるのは自治会なので、問題があれば自治会が把握していると認識している。

○宮原委員

最初はそうかと思う。新しく入居された方も分からないから、ルールどおり自治会に連絡する。しかし、自治会の役員もいろいろな方がいらっしゃるので、言いづらくなったり、言っても変わらないと思ったりすると、実は一番顔を見て言いやすいのが指定管理者だと思う。個別に苦情などが入ってくることもあると思うので、うまく拾えたらよいと思う。

○公共住宅課

いろいろな方が入居されているので、いろいろなチャンネルがあるのは、そのとおりである。

○小島委員長

今後は自治会の機能支援のようなことも重要になっていくのではないか。

○公共住宅課

その一環として、共益費の徴収を県が代わりに行うということも始めたところであり、今後も自治会支援をしていきたいと思っている。

○小島委員長

最初に厳しいことを言ったが、やはり資料は丁寧に作っていただきたいと思っている。同一の民間事業者が指定管理者ということもあるが、明らかに同じ記述が書かれている。4地域とも同一事業者だからやむを得ない部分もあるが、それを続けると資料作成が難になり、コピー&ペーストに流れてしまうので、そのような習慣は作らないでいただきたい。

また、横浜等地域の外国人への対応の文言を削って言い替えたところは、もう一度しっかりと、今後のこととも踏まえて修正していただきたい。また、地域企業との連携では、発注は連携に当たらないので、実態がないのであれば削除していただきたいといけない。このままでは地域企業と連携していることが評価理由と読めてしまう。

○志村委員

横浜等地域の資料1－3の苦情・要望のページには、苦情の記載があるが、他の地域は記載がない。管理戸数が多いので苦情が来ないことはないと思われるが、なぜ記載されていないのか。

○公共住宅課

いろいろな苦情はあるが、基本的に指定管理者の対応に対しての苦情は少ない。県が決めていることを指定管理者が入居者に伝えたときに、おかしいじゃないか、と言われたようなことはカウントしていない。または、修繕してほしいと言われたが、予算がなくて応じられないというようなことも含めていない。こうした苦情はあるが、指定管理者の対応が悪かつたことに対する苦情という観点で資料には記載している。

○志村委員

苦情ではなく、要望は数多くあると思う。

○公共住宅課

県営住宅での生活上の要望ということであれば、そのとおりである。

○小島委員長

その差配かと思う。限りなく出てきてしまうので、重要なことはきちんと記載するということでおよろしいのではないか。

[全体総括]

○志村委員

特に収支状況の数字を見る立場からすると、数字の記載がトータルしか書かれていないのでコメントのしようがない。昨今の傾向から、人件費や光熱水費の高騰は承知しているので本当にそれが原因なのか、他にも何かあるのか、ということをもっとブレイクダウンしたものがあると嬉しい。

○小島委員長

収支状況が良好な施設はよいと思うが、問題ある施設だけでも詳細を記載することにするかどうか。現在は備考欄がほとんど使われていないので、例えば人件費が上がったのであれば、計画が実績ではいくらになったのかなど、どの程度インパクトがあったのか、備考欄を利用して書いていただくななどの工夫を検討したらよいと思う。

○佐藤副委員長

利用者満足度のところで、どのような声を拾い上げるかについては、もう少し内容を工夫した方がよいと思う。利用者満足度は3つある評価の軸の1つだが、どの施設もほぼS評価が付いているので、ここで点数を稼いでいるように見えてしまう。

○澤田委員

今の佐藤委員の話に關係して「満足」と「どちらかというと満足」を合わせて90%を超えたたらS評価となるが、「どちらかというと満足」が100%で「満足」がゼロでもS評価になるところが、評価と本当の満足とがリンクできているかどうか気になった。

もう一点は、小島委員長が再三おっしゃっていることだが、私たちが疑問に思ったところを会議の場で質問すると、ほとんどのことは施設所管課に答えてもらえるので、それを備考欄に先に書いていただければと思う。少し書くだけで読み手の理解がすごく進むと思うので、ご検討いただければよいと思った。

○宮原委員

それぞれの指定管理者が相当苦労されて、施設所管局の方も色々と知恵を絞られてやら

れているだろうと思ったので、改めて敬意を表する。

一方で、施設所管課が期待しているところと指定管理者が行っていることの軸がずれているところもあると感じた。指定管理者の募集の際は、次の5年間をどう見るかということをきちんと事業者にお伝えしたうえで申請していただかないと施設管理・運営が難しくなってくるのかと思っている。

特に県営住宅は明らかに老朽化している施設なので、施設の維持管理が最優先かもしれないが、自治会組織をどう見るかがすごく大きな課題である。例えば、消防訓練がしっかりとできているかということについて、自治組織なのでと言われてしまうと、それまでだが、そこに指定管理者が関わる要素がないのか。もし行政側で期待することがあれば、その点を募集時に反映し、提案してくれた事業者をきちんと評価することが大事ではないかと思う。2030年にも関わってくるので、先ほどSDGsの話もあったが、環境、エネルギー、LED化など、考える視点が変わってくると思っている。

○事務局

施設所管課のモニタリング結果に関して幅広いご意見をいただいたほか、行政管理課にも備考欄の記載方法など、何点かご指摘をいただいた。しっかりと受け止め、わかりやすい様式にしていきたいと思う。

また、貴重なお時間をいただいている中で、より適切な議論のために正確な会議資料が必要になってくると思っている。制度所管課として、ご指摘の内容をしっかりと受け止めさせていただきたいと考えている。

○小島委員長

資料1－3はトップページに戻らないと各項目の詳細説明を読めない構成となっており、何らかの工夫が必要である。また、収支状況も数字だけではよくわからない。読んでもわからない資料では問題なので備考欄で説明していただければと思う。

○志村委員

特に収入源についてはホームページを見ても書かれていなかった。駐車場の利用料金を取るところも、実は平日無料だったというようなことが聞かないとわからない。

○小島委員長

読んでわかることが前提で、口頭の補足説明については、その上のところでコミュニケーションを取りたい。また、資料2－2の「引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う」というのは、施設所管課が判断する言葉ではないと思うし、他にも現在の指定管理者による管理運営は有効というような表現にしないとおかしい。行政管理課が様式の意図を適切に施設所管課にお伝えする必要がある。

また、全部を書けないというのは、そのとおりだが、現状に鑑みて大切なことは特出しそべきであって、それを消してしまうのはいかがなものかと思う。私たちは、確かに指定管理者のことを聞いているが、指定管理者とは直接対話できないので、施設所管課が当該指定管理者の4年度目までの運営を通して、政策をどこまで実現できているかということをきちんと問わないといけない。場合によっては、施設所管課の壁を越えなければ答えが出せない部分もある。せっかく指定管理者が障害者スポーツ、生涯スポーツにトライアルしているのに、施設所管課が汲み取れないということもある。

自分たちの所管でなくても、こういう部局と今後の連携が必要であるといった点やそこからどう自分たちの政策に知見を得たのかということがないといけない。この場は、どちらかというと、そちらの方が大切なのかもしれないと思っている。

議題3 「その他」

(次回の開催等について事務局（行政管理課）から説明)

○小島委員長

以上で令和7年度第3回指定管理者制度モニタリング会議を終了する。